

私たちこんな活動しています!

会規制定委員会

会規制定委員会委員 兼 調査室囑託 久保田 陽子 (59期) ●Yoko Kubota

1 はじめに

(1) 当委員会の位置づけ

弁護士自治の下では、弁護士会の運営は、会内民主主義に基づき明文のルールによって行われます。当委員会では、会則・会規・規則などのルールの制定・改廃について、調査・審議しています。いわば、当会における「法制局」のような存在です。

(2) 各規範の制定・改廃手続

当会で会規や規則を制定又は改廃するには、弁護士法上、日弁連の承認を得る必要があります。

実際には、当会の総会や常議員会での議決を行う前に、規定案について、日弁連に事前検討を申請しますが、検討結果が戻ってくるまでに、ある程度の期間を要する上、日弁連から再検討を求められて差戻しとなることもあり、そうなると、予定していた施行時期に間に合わないことになりかねません。

そのため、当会では、会規等のスムーズな制定又は改廃のために、日弁連への事前検討の申請に先立ち、規定案について、当委員会



懇親会にて

で審議する仕組みがとられています。そして、場合によっては、提案者において修正した上で提案し直していただくこともあります。

2 審議の実際

(1) 所管事項の検討

当会における規範形式には、会則、会規、規則、細則及び準則があり、それぞれ、所管事項が決まっています。

当委員会では、まず、規定の内容がその所管事項の範囲に収まっているかを検討しています。

会則の所管事項は、弁護士法で規定されており、弁護士会として最も基本的かつ重要な事項を規定することとされています。

また、会規以下の所管事項は、会則で規定されています。会規は会則の委任事項及び会則に準じる事項を、規則は会則又は会規の委任事項及び当会会員の権利義務等を、細則は会規又は規則を実施しその他必要な措置を行うための事項で、会則又は規則の委任事項を規定することとされています。

準則は、各委員会の運営事項について定めるもので、会員の権利を制限したり義務を課したりすることはできません。

例えば、規則の委任がないのに、細則で当会会員の権利義務を定める内容となっている場合には、規則自体の改正を検討するように意見を出すこともあります。

(2) 階層的序列

当会の規範形式は、階層的序列を形成しています。

会則は、当会の根本規範として最高位の効

力を有し、その下に、会規、規則、細則、準則があります。そして、会規は会則に、規則は会則及び会規に、細則は会則、会規及び規則に、準則は会則、会規、規則及び細則に、各次ぐ序列にあります。

そのため、ある規範において例外を定めるには、当該規範と同位又はより上位の規範による必要があります。

しばしば、下位規範で上位規範の例外を定めようとする例が見受けられますが、そのような方法は階層的序列に反するため、修正しています。

(3) 改正案の内容の検討

審議の際には、提案者に、提案の趣旨を説明していただいています。

そして、立案の意図が規定案に正しく反映されているか、意図しない効果が生じていないかといった点について、検討しています。

(4) 用語と表現

同じ規範の中で、同じ意味を表しているにもかかわらず、条文ごとに違う用語が使用されたり、あるいは、同一の用語が、条文ごとに違う意味で使用されたりすると、混乱を招きかねません。

そのため、同じ規範の中で、似た用語が登場する場合には、どのように異なるのかを確認し、また、同一の用語が異なる条文で使用されている場合には、意味内容に矛盾がないかを検討しています。

また、法令の条文には、一定のルールが存在します。例えば、「直ちに」「遅滞なく」「速やかに」には厳密な使い分けがありますし、「その他」と「その他の」にも明確な違いがあります。統一性と体系性の観点からは、このような条文化のルールに準拠するのが望ましいため、用語と表現が正確に使用されているかを検討しています。

(5) 事前相談

当委員会では、規定案が作成される前でも、事前相談に応じています。

具体的な規定案の作成を進めた後になって、改正の対象とする範囲そのものが間違っていたことが判明すると、それまでの作業が無駄

になってしまいます。そのような事態を避けるため、条文化作業を進める前に、提案者から立案意図をご説明いただき、改正が必要となるのはどの範囲か、作業の方向性について議論しています。

必須のものではありませんが、このような事前相談を経た案件については、その後の審議を円滑に進めることができます。

3 調査室嘱託による補助

当委員会には、一度に複数の提案がなされるのが通常です。以前は、毎月の定例会で、ほぼゼロから審議していましたが、毎回の会議に長時間を要し、提案者と当委員会のどちらにも、過剰な負担がかかっていました。

そのため、昨年度から、会規等の制定及び改正に関する調査についても、調査室の所管業務に追加され、当委員会の審議に先立ち、調査室の担当嘱託弁護士が、規範相互の関係や、用語や表現などをチェックして、論点を洗い出しています。

また、所管委員会から急ぎの相談があった場合には、当委員会における事前相談としてではなく、担当嘱託弁護士の個人的見解として、相談に応じています。

4 当委員会のやりがいなど

当委員会の委員には、法制執務に関する知識や経験の豊富な方が多く、委員会の審議に参加するだけでも勉強になります。用字や用語の使い方の訓練を通じて、契約書を点検する力も鍛えられます。規定案の点検は、地道な作業ですが、当会の運営に寄与している充実感が得られます。

会員の先生方の積極的なご参加をお待ちしています。



当委員会の活動に興味のある方は、
企画課(03-3581-2869)まで御連絡ください。